

監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び第35条において準用される独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「大学」という。）の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第1期事業年度（平成16事業年度）の業務及び会計について監査を行いました。

その結果につき、次のとおり報告します。

1．監査方法の概要

監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に必要な都度出席し、学長等から意見を求められた場合には意見を述べるほか、大学の関係者から事業の報告を聴取し、監事の業務及び会計に係る重要な文書の回付を受けるなど監査を行い、また、適宜大学及び各部局における業務及び財産の状況を調査しました。

今般、大学の関係者及び会計監査人から第1期事業年度の報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査しました。

2．監査の結果

（1）業務監査の結果

法令及び大学の事業計画等に基づき運営されており、事業に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為はないものと認めます。

また、役員の職務執行に関し、国立大学法人法、大学学則等に違反する重大な事実は認められません。

（2）会計監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

事業報告書は、大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
財務諸表及び決算報告書等は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。

平成17年6月22日

国立大学法人群馬大学

監 事 佐 藤 登志郎

監 事 山 田 謙 治